

●●●● 使いやすくなってきた非営利活動法人 ●●●●

○ 新しい公益法人制度

2008年12月1日に施行された新しい公益法人制度。今年で15年を迎え、ますます関心が高まっています。それまでの主務官庁制・許可制を廃止し、法人の設立と公益性の判断を分離、法人は準則主義(登記)により設立することが可能になり、公益性の判断も民間有識者からなる公益認定委員会に委ねられるようになりました。非営利活動を支えるため一定の要件のもと税制も優遇されています。

○ 準則主義(登記)によって作られた法人の税制上の取り扱い

営利を目的としない前提の一般社団法人・一般財団法人は、税務上「非営利型」と「非営利型以外」に分かれます。このうち「非営利型」は収益事業(34業種)にのみ課税するといった税務上の優遇措置があります。

課税所得の範囲

	公益社団法人 公益財団法人	公益認定を受けていない一般社団法人・一般財団法人	
		非営利型法人	非営利型法人以外の法人
法人税法上の法人区分	公益法人等		普通法人
課税所得の範囲	収益事業から生じた所得が課税対象		全ての所得が課税対象

出典:国税庁

「非営利型」法人は「非営利性が徹底された法人」と「共益的活動を目的とした法人」があります。一定の要件を全て満たせば会費や寄附金、補助金や助成金といった収入には税金はかかりません。

- ① 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること
- ② 解散したときは残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること
- ③ 各理事について理事とその理事の親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること など

○ 「非営利型」法人への遺贈

前号(税研ネットワークNo. 44)でご紹介した遺言制度を使って一般社団法人や一般財団法人に寄附をした場合、相続税は個人に対して課税される税金であることから原則として課税されません。また「非営利型」法人であれば法人税もかかりません。ただし寄附をした人の親族等の相続税等が不当に減少する結果となった場合(租税回避行為と認定された場合)には相続税が課税されます。

○ 公益社団法人・公益財団法人

一般社団法人・一般財団法人のうち公益認定を受けたものは、公益社団法人・公益財団法人になります。この法人は収益事業でも、認定を受けた公益目的事業には法人税等がかかりません。このほか課税される収益事業の利益でも、公益目的事業に支出した場合に損金になる「みなし寄附金制度」もあります。またこれら法人に寄附をした場合、寄附をした側にも税制上の優遇措置(寄附金控除)があります。

誠に勝手ながら 8月14日(月)～8月17日(木) 夏期休業いたします。

経営の信条

わたくしたちは納税者の権利をまもり、税制と税務行政の民主化を図り、企業、とりわけ中小企業、零細企業の発展に寄与するため、全力をつくしてがんばります。

税理士法人 税制経営研究所

◆ 四谷事務所
〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町12番5号
ライラック三栄ビル2階
TEL. 03-3359-4731, 4734, 4735, 4737, 4714

◆ 株式会社 税制経営研究所
公益財団法人 谷山治雄記念財団
〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町4番10号
税研ビル
TEL. 03-3351-7401

◆ 川越事務所
〒350-0053
埼玉県川越市郭町1丁目7番地24
TEL. 049-223-1259

税研ネットワークは
弊所ホームページに
バックナンバーを
掲載しております。



あとがき

米国などのデジタル企業が世界的に行っている租税回避策を封じするために、OECDやG20などで議論されているデジタル課税。そのうちグローバル・ミニマム課税が、2023年税制改正により日本でも導入されました。しかし、経済のデジタル化は、プラットフォームなど「Web2」の時代からブロックチェーン技術を利用した「Web3」の時代に入っています。所得の補足だけでなく、そもそもの「所得」の再定義をする必要がありそうです。税金のプロとして、暗号資産、NFT、DAO、DeFiなど「Web3」時代にも対応できるよう、しっかりやって行きます。(高松)

税研ネットワーク

ITMC 税制経営研究所
INSTITUTE OF TAX & MANAGEMENT GROUP

〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町12番5号 ライラック三栄ビル2階
TEL 03-3359-4731 <http://www.zeiken.org/>



山梨県 仙娥滝

デジタル社会への対応

代表社員 荒川 俊之

デジタルの日

「デジタルの日」が2021年10月に定められたことをご存じでしょうか。デジタル庁が「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を実現するため、社会全体でデジタルについて考える日として創設しました。2022年以降は、毎年10月の第一日曜りと月曜日を「デジタルの日」、毎年10月をデジタル月間としています。

デジタル庁は、日本社会のデジタル化を推進することを目的とし、強力なリーダーシップを発揮するため、2021年9月1日に内閣府に設置された機関です。

デジタル社会

デジタル庁は、官民のインフラを今後5年(残り3年)で一気呵成に作り上げることを目指しています。デジタル機器や人工知能(AI)の発達は目覚ましく、デジタル技術の進展により社会変化のスピードは加速しています。デジタル社会が作られていくことで私たちの生活も便利になる反面、本人の気が付かないところで個人情報が拡散され、使用される恐れがあります。

デジタル社会とは、手に取れる「もの」や現実に体験できる「サービス」を非物質化(デジタル化)することにより新しい価値が生み出される反面、経済活動や生活を自分の意思とは関係なく変えられていく社会と定義することもできます。

税務行政のDX化

国税庁は、デジタル庁創設前の2021年6月11日に税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX)に取り組んでいく方針を明確にしています。この方針に従って電子申告や電子納付はより簡単に便利にできるように改善されつつあります。しかし、その一方で税務職員は税務調査前や調査中に安易に納税者の銀行や証券口座、クレジットカードなどのデータを入手しており、国税庁は納税者の承諾の有無に関係なく、課税・徴収においてそれらのビッグデータの分析活用等をさらに推し進めようとしています。

私たちの使命

先進国のほとんどが納税者の権利を認め、納税者権利憲章や納税者権利保護法などを制定しています。これらを手本として、日本においても納税者権利を認め、デジタル社会においてこそ納税者権利の保護をすべきです。また、デジタル庁は「誰一人取り残されないデジタル社会を実現する」としていますが、どうしても取り残されてしまう人や、そもそもデジタル社会を望まない人もいます。それらの人々への対応が今後の課題です。

経済社会や技術環境のスピードは激しく変化していますが、私たちは税の専門家として顧問先の皆様をはじめ納税者の権利を守りながら、中小企業や個人事業者の経営を支えるため、この変化に対応するように努めてまいります。

2023年度税制改正 大きく変わった相続税・贈与税

相続時精算課税制度の見直し 2024年1月1日贈与から

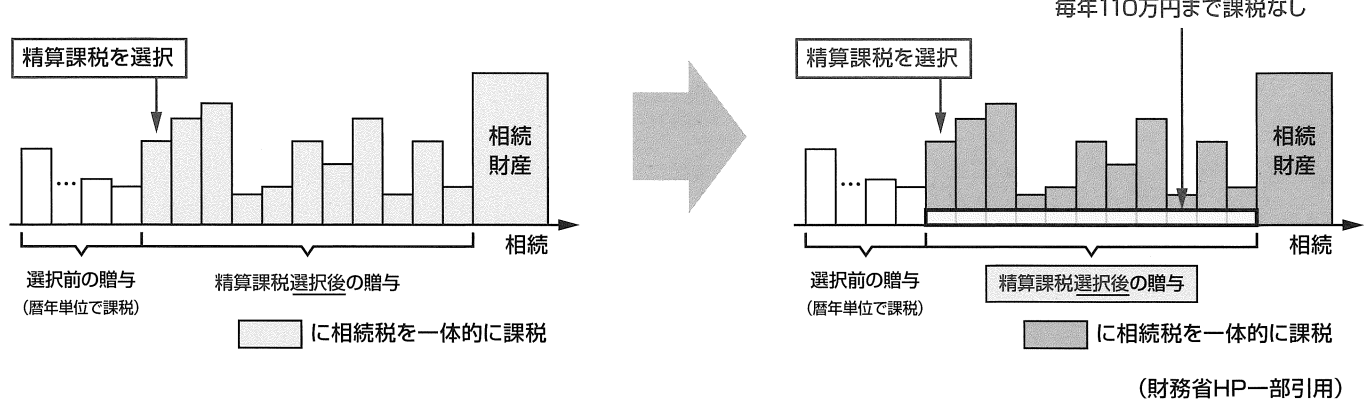
相続時精算課税制度とは60歳以上の直系の父母または祖父母などから18歳以上の直系卑属の子または孫に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税申告制度のひとつです。相続時に贈与された財産を加算して相続税計算及び申告を行います。

●改正内容

改正前 特別控除2,500万円 ⇒ **改正後** 特別控除2,500万円+ **基礎控除額年110万円**

相続財産の価額に贈与財産を加算するが、被災した不動産については一定の手続き後、加算される財産は減額した後の金額

■相続時精算課税制度 ※暦年課税との選択制



●相続時精算課税制度を適用して贈与した場合

	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年※	2030年
贈与額	1,000万円	1,000万円	500万円	110万円	110万円	540万円	110万円
基礎控除	110万円	110万円	110万円	110万円	110万円	110万円	110万円
特別控除	890万円	890万円	390万円	0円	0円	330万円	0円
非課税枠残額	(2,500万円-890万円) 1,610万円	720万円	330万円	330万円	330万円	0円	0円
贈与税額	0円	0円	0円	0円	0円	20万円	0円
贈与税申告	要	要	要	不要	不要	要	不要

※2029年の贈与税額の解説

課税される贈与財産 (540万円-110万円-330万円)=100万円

贈与税額 100万円×20%=20万円

相続時に持ち戻し加算される財産は2,500万円+100万円 精算される贈与税額20万円

Check Point

●メリットは？

- ・暦年課税同様に110万円の基礎控除以下であれば、申告不要です。
- ・財産価値が上がりそうなものは、生前に贈与すると節税になります。

●デメリットと注意点は？

- ・相続時精算課税制度を一度選択してしまうと、暦年課税に戻せません。
- ・贈与した財産の価値が相続時に下がったとしても、贈与時の財産価額で加算計算されます。



生前贈与加算の期間の見直し 2024年1月1日贈与から

生前贈与加算とは、相続または遺贈等により財産を取得した者が被相続人から生前に受けた一定期間の贈与について、相続税申告の際に課税価格に加算する制度です。

改正前 加算期間が相続開始前 3年 ⇒ **改正後** 加算期間が相続開始前 7年

贈与税・相続税モデルケース

改正前




Aさん

長男(Aさんの相続人)

■Aさんの場合…

・2024年1月1日時点で財産7億円

・相続人は長男1名

・2032年1月1日に相続開始

・暦年課税制度により下記の贈与実施

・相続に係る債務控除と葬式費用は1,000万円

	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年
生前贈与加算	—	—	—	—	—	加算対象	加算対象	加算対象	1月1日 相続開始
財産(贈与前)	7億	6億8,500万円	6億7,300万円	6億6,300万円	6億4,800万円	6億3,600万円	6億2,600万円	6億1,100万円	
贈与額	1,500万円	1,200万円	1,000万円	1,500万円	1,200万円	1,000万円	1,500万円	1,100万円	
財産(贈与後)	6億8,500万円	6億7,300万円	6億6,300万円	6億4,800万円	6億3,600万円	6億2,600万円	6億1,100万円	6億円	
贈与税額	366万円	246万円	177万円	366万円	246万円	177万円	366万円	207万円	

■ 贈与税と相続税の計算

□ 贈与税

2024年から2031年(8年間)の贈与税額の合計 2,151万円 …①

□ 相続税の計算

6億円-1,000万円(債務控除・葬式費用) ⇒ 5億9,000万円

5億9,000万円+(1,000万円+1,500万円+1,100万円) ⇒ 6億2,600万円(課税財産)

{6億2,600万円-3,600万円(基礎控除)}×50%-4,200万円 ⇒ 2億5,300万円

2億5,300万円-(177万円+366万円+207万円) ⇒ 2億4,550万円(相続税額)…②

□ 贈与税と相続税の合計額(①+②) 2億6,701万円 …③

改正後

	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年
生前贈与加算	—	加算対象	加算対象	加算対象	加算対象	加算対象	加算対象	加算対象	
財産(贈与前)	7億	6億8,500万円	6億7,300万円	6億6,300万円	6億4,800万円	6億3,600万円	6億2,600万円	6億1,100万円	1月1日 相続開始
贈与額	1,500万円	1,200万円	1,000万円	1,500万円	1,200万円	1,000万円	1,500万円	1,100万円	
財産(贈与後)	6億8,500万円	6億7,300万円	6億6,300万円	6億4,800万円	6億3,600万円	6億2,600万円	6億1,100万円	6億円	
贈与税額	366万円	246万円	177万円	366万円	246万円	177万円	366万円	207万円	

■ 贈与税と相続税の計算

□ 贈与税

2024年から2031年(8年間)の贈与税額の合計 2,151万円 …①

□ 相続税の計算

6億円-1,000万円(債務控除・葬式費用) ⇒ 5億9,000万円

5億9,000万円+(1,200万円+1,000万円+1,500万円+1,200万円+1,000万円+1,500万円+1,100万円)-100万円※ ⇒ 6億7,400万円(課税財産)

{6億7,400万円-3,600万円(基礎控除)}×55%-7,200万円 ⇒ 2億7,890万円

2億7,890万円-(246万円+177万円+366万円+246万円+177万円+366万円+207万円) ⇒ 2億6,105万円(相続税額)…②

□ 贈与税と相続税の合計額(①+②) 2億8,256万円 …③

Check Point

2023年度税制改正での影響

上記のモデルケースでは、贈与税と相続税の合計額に1,555万円の差があり、改正後は増税となります。「相続時精算課税制度の見直し」と「生前贈与加算の加算期間の見直し」により、どのような対策をすれば節税効果が高いのか等、改めて良く検討する必要があります。



※100万円控除の緩和措置…相続開始4年前から7年前までの間に贈与があり、生前贈与加算が行われた場合には、その生前加算された財産価額の合計額から100万円を控除することができます。ただし、この控除は4年前から7年前までの4年間で100万円です。